

淀川水系流域委員会 第3回環境・利用部会 全体会議および利用班

議事録 (確定版)

全体会議

日時 平成15年4月10日 13:30~13:55

場所 大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海7・8

利用班

日時 平成15年4月10日 14:00~16:30

場所 大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海9

全体会議

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第3回環境・利用部会を開催させていただきます。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。よろしくお願いいたします。

本日は、まず初めに全体会議を行いまして、20分程度全体での確認を行い、その後、自然環境班、水質班、利用班、3つの検討班に分かれて議論を行って頂く予定になっております。

本日は他部会から参加されている委員として芦田委員長、今本委員が出席されております。

それでは、審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。本日は、テーマ別部会を2つ連続して開催する方式をとっております。午前中には、第3回治水部会が開催されております。配付資料は、治水部会と共通の資料となっております。では、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点について」。こちらは各検討班のリーダーから出して頂いた論点がとじられております。今日はこれをもとに議論を進めて頂きます。資料2-1補足は、提言と説明資料の比較資料です。資料2-2、論点に関する前回の部会での主な意見・やりとり内容をまとめたものです。資料2-2補足。こちらは環境・利用部会の皆さまから意見募集をして集まった意見をまとめたものです。資料2-3は治水部会のみで使用した資料です。準備の関係で資料2-3は入っておりません。ご了承下さい。資料2-4は、環境・利用部会で使用する資料です。利用班で特に使用する資料ということで、舟運についての河川管理者より提供の資料が入っております。

資料3、今後の会議日程が入っております。参考資料1「委員および一般からのご意見」。そして最後に分厚い資料になっておりますが、一般傍聴の方の資料には「共通資料」と右肩についていると思っておりますが、委員の方はお席に水色のファイルにとじて置いております。こちらは、委員の方には以前にも配っております資料ですが、「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』に係る具体的な整備内容シート（第1稿）」です。この共通資料につきましては、4月21日の委員会までに開催されますテーマ別部会全てで使います。一般傍聴の方々に、その間のテーマ別部会等に出られる方がいらっしゃいましたら、今日お配りしたものを連続してご使用頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は、資料2-4と共通資料がカラー資料になっております。一般の方々には白黒での配付となっております。カラーのものは、受付で閲覧用を置いておりますので、そちらをご覧下さい。また、委員の席に寺川委員からの提供資料で、白いピラと水色の冊子、「琵琶湖を救え、水上バイクの問題報告書」というものを置いております。一般の方は、受付に閲覧用を置いておりますのでご覧下さい。

次に、前回の委員会以降に一般及び委員から寄せられたご意見について報告いたします。

参考資料1をご覧ください。委員からは、3名からご意見があります。一般の方からは、前の委員会から今回の間に3件の意見が寄せられております。一般の方の意見としましては、天ヶ瀬ダム再開発事業に関する意見、工業用水の用水道の転用に関する意見等が寄せられております。

次に、発言にあたってのお願いですが、本日は検討班の場でそれぞれ一般傍聴の方からご発言頂く時間を設けさせて頂く予定です。その際には、「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。なお、委員の方の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、会議終了後、議事録を作成しますので、委員の方、河川管理者の方におかれましても、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上で発言下さいませようお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂きますようご協力をお願いします。

本日のこの全体会議は1時50分に終えまして、1時55分より検討班による審議を行い、そのまま検討班で終了する予定となっております。終了予定は4時半となっております。時間どおり終了できますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思っております。宗宮部会長よろしくお願い致します。

宗宮部会長

ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思っております。

まず、資料1の説明を庶務からお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略：資料1の説明]

宗宮部会長

先般、3月27日に第2回環境・利用部会を開催させて頂きまして、3班に分かれてご議論頂いて、その後、全体会議という形でやらせて頂きました。いずれにしる、どちらの方式をとっても中途半端になるという懸念が若干ありましたが、本日、特にもう1回、今までの我々の提言の理念と説明資料(第1稿)の間の考え方、相違のようなものがあるのかどうか、あるとすれば、どこか等、整備計画に入れて欲しいというところを議論して頂きたいをお願いしてきたわけです。

かなりの線で議論して頂きましたが、まだ不十分なところは、本日また検討班でお話を頂いて、さらにもう少し個々の具体策の方へも入って頂いて、これは可能性があるのかなのか、或いはこういうのはどうだろうかというような意見まで進められたらと思っております。

本日は、最初に全体会議をやらせて頂いて、その後、各班の会議に移させて頂くという形をとっております。各検討班で詰めた話をして頂きまして、本日はできるだけ、まとめ

るかどうかわかりませんが、そこでひとつまとめをつくってもらいたいと思います。そして、できましたら、次回、第4回環境・利用部会を4月17日に開催することにしておりますので、第4回部会には、今度は部会全体会議のような形で、できれば各検討班のリーダーがおまとめ頂きましたものを皆さまにお配りして、それをベースにして考えていきたいと思っています。

と申しますのも、やはり自然環境、或いは水質、利用、保全といっても、相互に関係が出てきているところがありますから、単独に済むところ、そうではないところ、或いは両者で考えておくべきところ、どのような表現、或いは入り方をしたらよいのかということ議論して頂かなければいけないということがあります。4月17日はそのようなことを全体会議の時にやらせて頂いて、そしてその成果を一応まとめるような格好で4月21日の委員会に状況報告をさせて頂くということになるかと思っています。

4月21日の委員会には、河川管理者からダムを含めた資料が出てくるようですが、その時点で、部会から出したいいろいろな論点なり問題点についての大体のまとめを出しますので、再度照らし合わせてみるということをしたいと思っています。それで、以後の議論にまたつないでいくということになるかと思っています。

検討班ごとに結論を出して下さいということになると大変厳しいので、4月21日の委員会では状況報告にとどめております。それまでに全体をきちっとまとめ上げなくてもよいのではないかと考えています。ただ、方向としては、このような方向だろうというのを提示できればよいと思っています。

本日、全体会議はほんの15分程度しかないのですが、今のような流れ、或いは進め方について、委員の方、何かありますでしょうか。かなり数多くの委員の方々がいらっしゃいますので、できるだけそれぞれのご意向を承れるような機会をつくりたいと思っています。それでよろしいでしょうか。

検討班ごとに少しずつ性格が違うので難しいといいますが、やり方も若干違って来るかも知れません。ですから、あえて最後の状況説明等の時も、大体このような方式かということ詰めておくくらいにしておいたらどうかと思っています。

最終報告がどのような形になるのかは、もう少し先になってまたご相談することになるかと思っています。いかがでしょうか。

寺川委員

4月21日の委員会にダムの見直し等を含めた資料を提示するという事は、これは整備局の方から資料が出されるということですね。テーマ別部会は4月21日以降も引き続き2、3回開催する予定となっています。そうしますと、5月、6月までテーマ別部会は開かれると理解したらよいわけですか。

宗宮部会長

一応、今の予定ではそのようにしておりますが、多分テーマ別部会で大体の方向が出てきた後、今度は地域別部会の方へおろして頂いて、またそこで議論をして頂かなければい

けないところがありますね。地域別部会へおりてまいりますので、多分、今のところテーマ別部会は2回程度を予定しているという状況なのです。

寺川委員

おろしてというのは、いわゆる琵琶湖部会、淀川部会という地域別部会になるわけですね。

宗宮部会長

そうです。

寺川委員

それは、この後2、3回のテーマ別部会でまとめたものを地域別部会におろしていくという形になるわけでしょうか。

宗宮部会長

テーマ別部会では全体を通じて、物の考え方なり、あり方みたいなものはこれでよいですかという話をずっとやっておりますので、個々の流域について、具体的にこの方策をする、しないというのを、1つ1つ積み上げることはできないわけです。

ですから、全体の考え方から通して、琵琶湖部会なり、淀川部会なり、猪名川部会なり、それぞれの部会に応じた問題点が出てきますので、そこでもう一度テーマ別部会の話をおういう考え方で、これではよいかというのをお考え頂くということです。間尺に合わなければ、それに対してまたお考え直し頂くということになるかと思うのです。

寺川委員

その部分では、テーマ別部会を地域別部会とも並行して進めるというような感じで受け止めたらよいのですか。それとも、テーマ別部会としての1つのまとめというか方向が出た時点で、地域別部会で検討して頂くということになるのでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

その辺の進め方ですが、今、寺川委員がおっしゃったような進め方も1つの方法です。4月17日に予定されております運営会議ではテーマ別の部会長と地域別の琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会の部会長が参加されまして、今後の進め方を、テーマ別部会が一区切りついてから地域別部会に行くのか、或いは並行しながら進めるのかといったようなところについて検討される予定になっております。その結果が4月21日の委員会で各委員に諮られて、大体どのような形で進んでいくかが決定するという、手続としてはそのような形になっています。

寺川委員

はい、わかりました。

宗宮部会長

芦田委員長、そういうことでよろしいでしょうか。

進め方の流れとしては以上のようなようです。

1時55分より、各検討班に分かれて議論を開始することになっておりますが、全体としてお聞きしておく方がよいことがあれば、今、どうぞご発言ください。

倉田委員

資料2-2の補足に私の個人的な見解を表明しているのですが、これはかなり前に書いたものが量(件数)でもかなりあります。そういう意見に対して他の委員の方が皆様どうお考えなのか、私の考えが間違っているのか、そういうことをどこかで整理しておかないと、今後の話を進める時に困るのですが…。それについて、既に1カ月程、私は気にしながら来たのですが、全然解決していません。出した意見に対して、それに似た意見を整理して、違う意見と対比するような整理をどこかでやって頂かないと、言った人間自身が今後の発言に迷いを生じますので、何らかの作業をお願いしたいと思います。

宗宮部会長

以前から、どういう形で返事を差し上げるかということが問題になっておりますので、委員会でもまた考えていきたいと思っております。

川端委員

倉田委員の今のご意見に関連しまして、自然環境班の立場から、どういう作業が進んでいるかを説明したいと思います。

寄せられたご意見は全て精読いたしまして、他の方のご意見とどのように違いがあるのか、一致しているのか、或いは取り上げてさらに深く議論した方がよいのかどうか、そういうことを前もって、自然環境班の公の会議以外にもリーダー、サブリーダーで議論はしております。その結果は、今日も具体的に資料として出ておりますが、自然環境班の論点の中で、さらにその議論を深めていきたいと考えておりますので、倉田委員のおっしゃった点は、最大限考慮して進めていく予定です。

宗宮部会長

以上ですが、よろしいですか。

それでは、そろそろ時間ですので、全体会議はこれで閉じさせて頂きまして、検討班の会議へ移らせて頂きます。庶務の方からご連絡をお願いします。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

では、全体会議をこれで終了いたしまして、5分後、2時前くらいより検討班による議論を行って頂きます。

水質班の方は、このままこの会場で議論を行います。利用班は隣の会場です。ここを出まして左側の淡海9という会場で議論を行って頂きます。自然環境班は、もう1つ向こうの淡海10で議論を行って頂きますので、一般傍聴の方、委員の方、河川管理者の方、申し訳ありませんが、ご所属の検討班の会場まで移動頂きますようお願いいたします。

机上資料以外の会議資料はお持ちになって移動して下さい。よろしくお願いいたします。

利用班

庶務（三菱総合研究所 田中）

それでは、只今より、利用班による検討・議論を進めてまいりたいと思います。今日の司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所関西研究センターの、私田中の方が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、他部会からのご参加ということで、芦田委員長と今本委員なのですが、今は外で待機されているようなので、追って着席されるものと思われま。

机上資料ですけれども、利用班の議場で用意しておりますのは、河川管理者説明資料関係ファイルということでブルーの冊子、その個票、2冊用意しています。議事録等につきましては後ろの方に置いてありますので、またご参考になって下さい。

検討班の終了予定時刻は16時半となっておりますので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。それでは、榎屋リーダー、よろしくお願いいたします。

榎屋リーダー

では、利用班の検討に入りたいと思います。

今庶務の方から話がありましたが、資料の中身の説明等は先ほど済んでいますので、早速議事に入りたいと思います。

資料2-1を見て頂きたいと思います。利用班では活発に議論して頂きまして、特に河川敷の利用についていろいろな意見が出ました。その後、皆さま方の意見も含めて、私が気になったことをまとめていますので、それを若干説明して、それから議論に入りたいと思います。

資料2-1の8ページ、9ページを見て頂きたいと思います。

先日、高水敷の利用に関して皆さまで議論して頂いたのですが、高水敷の利用に関して、提言の理念としては「長期的にグラウンドなどを堤内に戻していく」ということを言っているわけですが、それをどうやって実現していったらよいのかというのが一番大きな課題ではないかと思えます。

今までに寄せられた地方自治体、住民の方々の意見を見ますと、とにかく提言の「グラウンドなどを堤内に戻していく」ということだけが取り上げられて、将来の川をどう考えていって、どのようにしたいのかということがなくて、ただグラウンドがなくなったら困るという話ばかりが1人歩きをしている感じがします。その辺はどこかで話し合いなり何なりをしていかなければ、この問題は解決していかないのではないかという気がしたわけです。

もう1つ、淀川の利用全体のあり方を決めていく仕組みをどうするかということがあります。河川管理者の方々から河川利用委員会というものを提言して頂きましたけれども、その他にも利用を制限するような仕組み、委員会をつくったらどうかという話がありました。もう1つは、住民参加部会との関連をどうするかというのがありました。

2番目の舟運に関しては、河川管理者の方で本日資料を頂いていますので、それについ

てご説明して頂きたいと思います。

漁業の問題に関してと、水域利用、水陸移行帯、堤外民地、砂利採取、諸権利については特に議論ができなかったのですが、今日はできればこの辺について議論していきたいと思います。

特に漁業に関しては、環境のところに河川形状の話とか魚道、水温、水質といった話が出ておりますけれども、そういったところの連携と、さらに漁業について河川整備計画に盛り込んでいけないといけないというお話があるのですけれども、むしろ河川管理者の方々が、それを河川整備計画にどの程度まで位置付けることができるのかということが課題ではないかという気がします。

水域利用に関しては、泳げる川・遊べる川ということをおっしゃっておりますけれども、そのような水質の改善という話があります。水上バイクに関しては、淀川オートバイ関係問題連絡会というのがあって、既に規制区域も設定されていますが、それとの関連をどうするかということがあります。

水陸移行帯という話がありますが、本当にゾーンとして設定することが可能かどうかという課題もあるのではないかとことです。それから、堤外民地の問題、砂利採取の問題、諸権利の見直しということをおっしゃっておりますけれども、その辺が課題ではないかという気がいたします。

今日は、まず前回に引き続き、高水敷の利用に関して、「長期的にグラウンドなど堤内に戻していく」ということで若干議論して頂いて、その後舟運の説明に入ってもらってはどうかと思っております。その辺に関して何かご意見はありませんか。

倉田委員

滋賀県の場合、県も関係市町村も、県民市民の利用を広げるために、かなり強引に川にいろいろなこと、特に高水敷の利用を計画的に進められているということです。金額まで書いて出しておられるわけです。そういうことをなさっているところへ、我々が堤内に戻していくと一方的に言ってよいのかと案じています。具体的に關与している方たちと我々が直接話すのか、どこでその話し合いをするのか、その辺が気になりながら読ませて頂いたのです。

非常に熱心に取り組んでおられるのを頭から押さえるのはどうなのかと案じる訳です。つまり、流域委員会の考え方というものと実際にやっぴらっしゃる方たちの計算や思惑があるわけで、いきなり出てきたのではなくて、それまでもいろいろな積み上げがあつてやられているのだらうと思うのですね。

その辺を十分理解して掛からないと我々の理念を進めることはできないわけなので、場合によっては単純な理念ではなく、かなり折衷した、調整した考え方を出していけないといけないのかも知れませんが、この辺をどうしたらよいのかという迷いがあつたのですが、その辺はどういうぐあいにお考えになるのか、皆さまのご意見もお伺いしたいと思います。

梶屋リーダー

私もその辺が非常に気になっています。地方自治体の意見、或いは住民から出ている意見と、我々が出している理念とは、現状では非常に違っているのです。ただ、地方自治体とか住民の方々が言っているのは、目先ではこうしたいということなのですけれども、我々が言っているのはもうちょっと先のこと、理想的なことです。ですから、その辺の食い違いをどうやって埋めていくかというのが1つの課題ではないかという気がするのですけれども、ご意見を頂けますか。

山本委員

まとまらないかも知れないのです。

意見が出てくる利用者の声というのは、実際にそこを利用している方たちの意見が殆どなわけですね。社会全体としてそれをどのように考えていったらよいのかとか、これから環境のことをどのように考えていったらよいのか、治水等も絡めてですけれども、まちづくりをどうやってしていったらよいのかというようなことは、考えてない人の方が実際には多いのではないかと思います。今そこがそのように使われているから、その状態を認めているだけという感じがします。これではいけないのではないかとやっている人というのは、社会全体の中で見るとそれ程多くないのではないかと思います。

ただ、流域委員会としては、今梶屋委員がおっしゃるようなもっと先のことを考えて、これからどうしていったらよいのだろうかということ考えた場合に、皆さま、それではどう思うのですかと社会に投げかけて行って、そこで考えて頂いて、それで何か意見が上がってくるというか、社会全体として何か考えていく方向というのは、これから出てくるのではないかと思います。

そういった場所というのが、例えば今出ている河川利用委員会には出てこないのではないかと思います。河川利用委員会が管理者側とか自治体側、実際に利用してらっしゃる方たちだけになってしまうとしたら、利害関係者だけのものになってしまうのではないかと思います。もっと幅広く、利害関係者というのを社会全体のものとしてとらえて行って、意見なり考え方というのをフィードバックさせながら、合意形成をしていくことが大事ではないかなと思うのです。

渡辺委員

山本委員が言われた通りだと思います。

これは河川利用だけでなく他のこと全てに言えるのですけれども、先ほどの会議でも、考えの整合性という意見も出たのです。そこでいろいろな意見がありました。

河川管理者にお尋ねしたいのですけれども、当流域委員会は提言において、ダムに関する意見も含めて、附帯意見として、反対意見とか補充意見も提言の1つとして示しておりますが、今回河川管理者がどのような形で河川整備計画をまとめられるかが今ここでは不明なのです。これら、委員の意見も含めて、違った提言を受けて、補充計画として、2次案3次案等という形で立案されることはあり得るのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

現在は説明資料（第1稿）ということでお出ししています。この説明資料（第1稿）で住民説明会もやっておりますし、そこからいろいろなご意見も出ております。自治体からもご意見を頂いています。この流域委員会の方からもまたご意見を頂くことと思います。我々はそれを踏まえて、また次に第2稿なり修正版を出していきたいと思っております。

井上委員

河川利用にあたっての理念は「河川生態系と共生する利用」です。ですから、共生できるようなグラウンドというような形です。利用と書いている以上は、やはり利用できるように何か整備していかなければならないと思います。その方法は、河川生態系と共生するグラウンドという形の、何かアイデアと知恵をもって、今までと違ったグラウンドづくりというのですか、共生できるような、それを感じとれるような形でやっていけば、この理念から外れないかなと思ったりしているのです。ですから、利用を促進するのかどうか分からないですけれども、利用していくということが書かれています。

細川委員

最初に、グラウンドというものは、高水敷につくるのがベストなのかといたら決してそうではないはずです。年に何回かしか水に浸からない今の状態でも、やはり水には浸かりますし、雨が上がった後、駄目になったグラウンドを何週間も一生懸命に整備して、やっとの思いでまた使えるようにするのです。ちょっと雨が降ってもいっぱい水たまりができるようなグラウンドが、利用している方たちにとってベストの環境とはとても言えないと思います。

何故彼らがそこを使わなければならないかといえば、本来は、堤内地にスポーツをするためのグラウンドとか公園等が整備されるべきなのが、堤外地に追い出されているのです。それを、逆にこちらからプッシュして、堤内地で確保できるように協力していくと私は考えています。

ベストの場所にベストのものを置くのが一番で、川の環境というのは、グラウンド的な整備をしてしまうと、そこにはやはり外来種が増えますし、本来の在来種が生きる場所というのが確実になくなっていくます。川を川の環境に戻すという点では、やはりグラウンドはそぐわないと思います。

有馬委員

川の環境を取り戻すというか、まともな環境と言いたいです、それに持ってくるにはどうするかと言いますと、高水敷の切り下げしか今は手がないだろうと思います。その結果出てきたのがグラウンド・公園であって、グラウンドをどうするかというのは、グラウンドだけを取り上げて議論しても仕方がないことです。

整備内容シート（第1稿）を見ますと、高水敷の切り下げということが書かれてありま

すけれども、高水敷はそのまま置いておいて、例えば水無瀬辺りの水辺移行帯をどうするかという案が出ていますが、ゴルフ場はそのまま置いておいて、その先をすりつけていくような計画がされているのです。

高水敷の切り下げというのは高水敷の切り下げなのであって、今公園やらグラウンドがあるその場所が切り下げられていくだけです。やたらに高水敷を全部切り下げるとということは治水上問題があるだろうと思うのです。私の素人考えでも、全部切り下げなんてできるはずないと思っています。

そうすると、管理者から見て、高水敷を切り下げられる場所というのはここ、ここ、ここなのだという、切り下げの案が出てくると思います。その先の方に、そうすると公園がなくなるという話になっていくのだと思います。

ですから、整備内容シート（第1稿）を見ましても、高水敷をそのまま置いておいて河川整備計画がされていき、結局は、それなら今使っているグラウンドをどのようにするのかという妙な議論をしなければならぬことになってくると思うのです。

整備局がやることとして、高水敷を切り下げることについてのきっちりした考え方や案を出してもらうことの方が先ではないかと思うのです。

倉田委員

ちょっと補足です。

先ほどわざと私の言いたいことを隠して話をしたのです。つまり高水敷利用という、利用ということではいろいろな場面を想定して、利用についてどうするかということになっています。井上委員も、利用を考えているのだからとおっしゃったけれども、この利用という看板を立てたこと自体が問題なのです。

この前、芦田委員長がおっしゃったと思うのですが、利用と河川の保全ということをつくつけた形でやっておかないといけないのです。考える場合に利用の側面だけを考えたのではいけないので、基本的には、先ほど有馬委員がおっしゃったように、本来の河川のあり方はどうなのか、それを維持していくにはどうしたらよいのかということ考えた上で利用をどうしましょうかという話に持っていけないと、利用だけが浮いてしまうと実際にはうまくないのです。その辺は今後の議論のあり方に関係があるので、もう一遍言っておかないといけないと思って、このとらえ方の問題を取り上げて欲しかったからわざと言ったのです。

私は、本来は河川のあり方としてどうなのかということ考えた上で、こういう高水敷の利用にどういう限界なり条件を設けたらよいかをここで議論していかないとはいけませんよということ、逆説的な言い方で提案しただけなのです。

渡辺委員

その通りだと思います。

前回、芦田委員長の方からも、例えば河川利用委員会の件について、利用を促進するためだけのように聞こえるので、利用と保全も含めた名称を考えたらどうかというようなご

意見があったと思うのです。

そうすると、河川利用保全委員会というような形で名前をつけて、もちろん既存のものには水面利用協議会とか水面利用調整協議会というのがありますが、それはあくまでも水面だけですので、例えば河川利用保全委員会として、河川敷も水面も含めた上での利用委員会という形をとればどうかと思うのです。今ちょっと思い出しましたので、前回のご意見に対してそのような考えを持っているということをお伝えしたかったのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

逆に私の方からお聞きしたいのですけれども、今のお話を聞いていますと、河川を利用することは悪いことなのだ、利用を促進するということはよくないことなのだとは私は受け取ったのです。

流域委員会から頂いています提言の中でも、「川でなければできない利用」、或いは「川に活かされた利用」「河川生態系と共生する利用」に変えていかなければならないと書いてあるわけです。ですから、決して、河川を利用することが悪いことではないと理解していました。今までの利用の仕方が問題であったというならわかるのですけれども、もともとの提言の内容が、河川利用を排除していくような考え方ではないように私は思うのです。その辺だけお聞きしたいと思います。

倉田委員

今、宮本所長がおっしゃった通りだと思います。

とにかくいろいろな面で全て、これは河川だけでなく海の場合でもそうなのですけれども、いかにして人間の福祉を増進し、長らく生命を温存していくかということから、どう役立たせていくかという基本的な考え方に立って、その中でやっていくわけなのです。

ですから、利用という場合でも保全も考えていかなければいけないわけです。保全という場合でも利用も考えていかなければいけないわけです。その辺をどう調整していくのか、どういう条件でやっていくのかというところが問題なので、利用を否定しているわけではありません。その辺は非常に難しいです。ですからこそ委員会があるのだらうと思っているのです。

榎屋リーダー

今のお話で、利用促進というのは、基本的に「川でなければできない利用」「川に活かされた利用」ということから考えて、たまたま高水敷の利用というのが、本来あるべき姿なのかどうかというのが議論になった、ということが1つあるのです。

そういった点で、本来の高水敷のあり方とはどうなのか考えると、先ほど有馬委員が言われたように、本来は冠水するべきものなのでしょうね。ところがそれがなくなって、たまたま堤内地に土地がなくなってしまって、井上委員が言われたように、自然の生態系を利用しよう、そこでしかスポーツができないからそこを使うということになっているのですけれども、その使い方そのものを変えていかなければいけないのではないかという気がす

るのです。

有馬委員

今までの利用が悪かったと提言には書いてないというご意見でしたが、提言に物すごく細かく書かないことには取り上げてもらえないのか、理解してもらえないのかと思うのです。

ここでグラウンドだけを取り上げるから混乱するのであって、今までどのような利用がされてきたのかを考える必要があります。

公園やグラウンドだけではなくて、リモコン式の大きな飛行機が飛ぶ、広い飛行場としての利用があります。植物調査をやっていたらぶつかられたことがあります。そういう恐ろしい使い方があるのです。それから、河川管理者側が使う、資材置き場としてや土砂の仮置き場としての、これはかなりの面積ですが、そういう利用があります。その他いろいろ、利用といってもグラウンドや公園だけではないわけで、その辺りの利用の仕方に対して、提言を受けて管理者側はどのようにお考えなのか、そのことをお聞きしたいと思うのです。

そうでないと、提言に事細かく書かないといけないものだろうかという疑問が湧いてきます。提言に盛られた、環境と共生するという、あまり好きな言葉ではないのですが、川の環境を大事にしていく、取り返すという精神で判断してもらえないのかと思うのです。お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

まず、土砂の仮置きというのを我々河川管理者がやっているわけですし、これについては本当にやむを得ずやっているのですけれども、この説明資料（第1稿）の中でも、土砂の仮置き場を堤内地に確保して行って、仮置き場面積の縮小を実施していくということを書いてあります。これはやっといこうとしているわけです。

今日の議論を確認したいのですけれども、流域委員会が出された提言の、利用に関する内容をもう一度見直そうと考えられて議論されているのか、提言内容はこうなのだけれども、それを受けて我々が説明資料（第1稿）で示した、利用に関する今の時点での具体策に対して意見を言おうとされているのか、それが私にはわかりません。提言の内容まで今もう1回議論されているなら、これは我々が口出しすることではなく、もう1度提言内容を変えていただいて、我々はそれを受けてもう1回これを見直すということになりますので、そこをまず確認して頂ければと思うのです。

榎屋リーダー河川整備計画原案で出された内容について議論していこうということが基本です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

そういうことでしたら、提言を受けて、我々なりにこの提言の精神に沿って、例えば河

川敷につきましては24ページで、河川敷の利用について、我々が考えている具体的な施策を出しているわけです。

この河川利用委員会というもの自体に対して、こうしたらよいという意見なのか、或いはこれだけでは駄目なので、他にもっと方策を考えるとと言われるのか、その辺の議論になってくるのではないかと私は思うのです。

榎屋リーダー

そうですね。確かにおっしゃる通り、議論がいろいろなところに入り込んでしまいました。

この辺で話をもとに戻して、資料2-1の8ページ、高水敷の利用の3番目のところで、「河川利用全体のあり方を決めていく仕組みをどうするか」、河川管理者の方から提言して頂いているのですが、その辺について議論していったらどうかという気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

前回の検討では、利用委員会のあり方・委員の人選・構成等についてどうすべきかという意見を出して頂くということで、たしか縮小委員会という話も出ていましたけれども、その辺については何かご意見はありませんか。

細川委員

利用というのをどう考えるかということ言えば、少なくとも今まで私が委員会の中で発言してきたのは、殆ど市街化されてしまった町の中の子供たちにとっては、河川敷というのが唯一の自然であり、環境学習の場としても河川というのが唯一の場所になっているということです。いろいろな生物に触れられるチャンスというのはその区域だけにしかないのだというようなことを言ってきましたし、教育の現場では、環境学習の場として河川が非常に求められているということを言ってきたのですけれども、それも確かに利用です。あくまで、河川の環境がより豊かなものになって初めて実現する利用というか、そういう方向に進めて欲しいという意味で利用も望んでいます。

利用について混乱してしまうのは、提言を受けた自治体とか一般の方からの発言の多くが、あくまで自分たちが今利用しているのを現状維持させて欲しいということであるからです。利用という概念自体に随分格差があるのだということを実感している次第です。利用という言葉に危機感を覚えるのは、利用という言葉に対する概念に開きがあるからだと感じています。

まず、提言でうたっている、河川の環境をできるだけ本来の姿に戻していく中で利用も考えていきたいと思っています。それが河川管理者の方ともきちんと合意できていることなのかどうかというのを確認させて頂けたらと思うのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

非常に基本的なことで、どこに書いてあるか私も今探せませんけれども、説明資料（第1稿）の基本的な理念・考え方は、流域委員会の出された提言に沿っていると私は思っ

います。

その中で、我々が今までやってきたいろいろなことによって河川環境が大きく変化しているという現状を真摯に受け止めて、それでもう一度修復していくのだというのが我々の基本的な考え方ですから、その大原則についてははっきりと説明資料(第1稿)の中でも随所にうたっているつもりです。

倉田委員

ちょっと補足させていただきます。

皆さまのお手元にある提言の4-15ページ、「4-5 河川利用計画のあり方」を開いて頂くと、パラグラフの終わりのところに、「適切な利用に向けた規制等の仕組み」と、仕組みという言葉でもう全部制限がついているのですね。「適切な河川利用についての仕組みづくり」とか、「秩序ある使用へと誘導」、「利用が適正に行われるよう規制を行う」とあります。つまり、利用は何でもやってよいということではないのです。そこを踏まえてかからないといけないので、そのことを最初から言っていただけなのです。利用という言葉に踏み出しがあり過ぎると困るということを言いたかっただけなのです。

ただ、仕組みづくりを提案する、或いは規制をどう行うかということをお聞きかけはいるけれども、どうしていくかということについては提言の中では言っていないのですね。これから議論しましょうということです。どういうあり方がよいのかということをお話しなければならぬと提案しただけなのであって、それを我々が議論しなければいけないわけだろうと思います。

その際に私は、河川の本来のあり方というものを壊さないでやっていくことが大前提ではないかと言いたかったわけです。

先ほどグラウンドの話が出ましたが、このグラウンドの話についても、私は若い人たちと少し話をしたのですが、グラウンドばかりではないよと言います。つまり、グラウンドに水があり、削られて減り出していったら、水中野球だっておもしろい、これからそういう遊びがあるかもしれないよと言います。高水敷を切り下げてグラウンドではない浅瀬が広がったら、そこで新しいスポーツができるかもしれないという言い方までしていました。従来の川の遊び方というのは、必ずしもそのまま続くと考えなくてよいと思うのです。いろいろな仕方が、もっと新しい利用の仕方も出てくると思うのです。

その際に、川の本来の性格を失わないように利用していくならそれでよいと思うのですけれども、その辺は、決まった話ではありませんけれども、いろいろなことを考えますと気になり出したということです。

榎屋リーダー

今のお話ですが、河川利用計画のあり方が、いろいろと基本的なことは書いてあるわけですが、例えば仕組みづくりを行う必要があるということに関しては、既に河川利用委員会というものをつくっていかうと、或いは、その中で規制といったことも検討されていくのか、或いはそれは別の場であるということになるのかも知れませんが、そうい

う話になるのでなからうかと思うのです。この河川利用委員会というのが今提案されているのですけれども、これについて何かご意見はありませんか。

有馬委員

先ほど述べたことと重なってくるのですが、利用ということはどう考えているかがはっきりしないことには、河川利用委員会というのは中身が全く分からないのです。

説明資料(第1稿)で、占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、広く意見を聴き、河川利用委員会を設置と読めると思うのですが、新設・更新許可にあたってということは、今あるゴルフ場や公園はどうしようとしているのか、それも対象にして河川利用委員会というのを考えるのか、そこが理解しにくいのです。新設・更新許可にあたって河川利用委員会が働くのかどうか、よくわからないのですね。

ですから、利用のあり方というものを管理者側がどのように考えているのか、はっきりさせて欲しいと願っているわけです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

「占用施設の新設及び更新」ですから、新設は今までないものを新たにつくる場合です。更新というのは、今あるゴルフ場とかグラウンド等、既に許可を与えている施設に、今度さらに延長して許可を与えるというのが更新ですから、今ある施設もこの河川利用委員会のテーブルに乗るということです。

河川管理者は利用に対してどう考えているのかと言われると、一言でなかなか言えないのですけれども、整備内容シート(第1稿)の24ページの真ん中、「4.5.2 河川敷(1) 利用」のところにも書いてありますように、「河川敷は河川特有の空間であり、周辺環境・地域性を考慮し、その特性を損なわないで、『川でなければできない利用・川に活かされた利用』という観点から、現状の利用形態を見直し、グラウンド等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする」と、これが我々の基本的な考え方です。

但しこれは、提言を受けて我々が出している方針ですので、先ほど言いましたように、提言の方針をまた変えられるというのであれば、それを受けてまた、我々が考えないといけないと思っています。

有馬委員

河川整備の方針の利用のところ、基本とするということは、その通りと思うのです。

今お聞きしました通り、更新というのは既設のゴルフ場、公園についての話だということです。ということは、やはり今までの使い方がまずかったのだという、そのところはそのまま温存していくと、私にはとれるのです。どうでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今までの施設は温存して何もしないというのであれば、この河川利用委員会に更新対象

の施設はかけません。更新施設も河川利用委員会で意見を聴くということは、今までされてきた使われ方で本当によいのか、そのまま延長してよいのかを議論するということです。

議論の結果については私も何とも言えませんけれども、少なくとも話し合いの場に乗せて、使いたい方の、或いは生態的な観点からの意見、いろいろなことを聴くということですね。

有馬委員

ということは、グラウンドとかゴルフ場を取り払うかどうかという、そのところを河川利用委員会が判断していくのだと、そうってよいのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

この河川利用委員会は、最終的には河川管理者である私どもが責任を持って許可をするわけですから、判断は私たちがいたします。しかし、その判断をするにあたって、河川利用委員会において広く意見を十分聴くということですね。

この考え方は、この流域委員会が我々に対して意見をおっしゃいますが、最終的に河川整備計画をつくるのは我々の判断でやるのだと、それと全く同じ仕組みです。そうでないと、何の法的な権限もないところで判断といいますか、決定することはできないということになります。

榎屋リーダー

大体今の話で、河川利用委員会とか利用のあり方についても、ほぼ議論は出尽くしたのではないかという気がするのです。整備内容シート（第1稿）の24ページに書いてあるように、そのように判断してやっていきますということですので、高水敷利用の話というのはこの辺で終わりにしたいと思います。

次に移ってもよろしいでしょうか。もしまだ議論したいということがあれば、もう少し議論しておきたいと思います。

山本委員

資料2-2の11ページの一番下です。前回の利用班での河川管理者からの発言をまとめられたものなのですが、「提言ではグラウンドやゴルフ場については縮小すべきとは書いておらず、ただ新規の整備は認めるべきでないとのみ述べられているのに対し、逆に河川整備計画が一步踏み込んで今あるものも縮小を基本とするとしている」とおっしゃっていますよね。提言でも理念の方で、これからゴルフ場等は縮小されるであろうと、望ましくないというようなことを述べていたと思うのです。

ここの最後の1行でおっしゃっていることというのをもう1回確認したいと思うのですが、河川管理者の方のお考えというのは、こういうことだということではよろしいのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

整備内容シート（第1稿）の24ページの真ん中の段に書いてあるように、「グラウンド等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする」と、はっきりと書いてあるわけです。

しかしながら、現実にはいろいろな要望もありますし、実際使われているということがありますから、その辺を一律に、それでは、明日からやめましょうという話にはなかなかなりませんということです。従って、本当に必要なのか、或いは使い方をどう見直したらよいのかというところを、河川利用委員会で十分意見を聴いた上で我々は判断しますとしているのです。その判断した結果、我々が本当にどのような行動をしたのかということは、当然この流域委員会でわかるわけです。その時に、私どもが何か変なことをやっていれば、意見を言って頂きたいということだと思えます。

渡辺委員

河川利用委員会の説明が先ほど宮本所長からありましたけども、委員の構成の中に河川管理者は入るわけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

河川管理者が意見を聴くわけです。従いまして、この流域委員会と同じように、我々は委員ではありません。

渡辺委員

わかりました。それでは、例えばほかの協議会のように、学識経験者とか自治体の河川関係者、利用者ということであって、河川管理者は委員の中には入らないということですね。了解です。

榎屋リーダー

大体議論も、高水敷の利用に関して出尽くしたのではないかと思います。他に何もないうでしたら、委員長と今本委員もオブザーバーで出席して頂いていますので、ご意見を頂きたいと思えます。

芦田委員長（他部会所属）

提言の趣旨と、それから河川整備計画原案に出されているものは、殆ど変わらないと思うのです。それを確認すればよいのではないかと思います。

今本委員（他部会所属）

私自身も、今の議論を聞いていまして、ちょっと噛み合わないと思えますのは、提言そのものは確かに実行しますと言っています。それで、ゴルフ場とか野球場といったものを縮小すると言いながら、どのように縮小していくのか、これは年次計画を立てるわけでも

ありませんし、本当に縮小されるのだろうかということがあって、ああいう話が出てくると思うのです。

しかし、私どもが河川管理者の立場になる必要はないのですけれども、現実のことを考えたら、この辺りの判断は任せざるを得ないだろうとしか言えないですね。提言の趣旨に沿って縮小はしていく、ここ3年間で目に見える形で努力はするけれども、できるかどうかはわからないというのが本音ではないかと思うのです。我々が言えることはそこまで、それこそもし変なやり方をしていれば、その段階でまた意見を言うということになっていくのではないのでしょうか。

今、見ていた限りでは、この提言は全てを言い尽くしているわけではありません。どうこうしろという細かいことを言っているわけではありません。しかし、言っていないからといって、よいと言われたら、これはちょっと困るのです。あくまでも、基本的な理念に沿った形で、河川の管理を進めて頂ければ結構かと私は思います。

芦田委員長（他部会所属）

先ほど言わなかったのですけれども、この河川利用委員会が非常に重要なのですね。提言の趣旨に沿った方向で河川整備計画をつくっているけれども、すぐにできるかどうかわからないとおっしゃっています。げたを預けているような感じになりますから、これを十分見守っていくというか、その内容を充実させていくということが大事だと思うのです。

榊屋リーダー

おっしゃる通りだと思います。

前回も、この河川利用委員会のあり方とか委員の中身について、具体的な意見がかなり出ていたのです。今回はそういう具体的なことはありませんが、その辺は河川利用委員会をつくる時なり何なりに、どのように進んでいくのか、或いは、この淀川水系流域委員会もどうなるのかわかりませんが、できるだけそういう意見が反映されるように、皆さま方の意見を検討するなりして頂きたいと思います。

芦田委員長（他部会所属）

そういう意味では、この河川利用委員会という名前だけが1人歩きしないように、趣旨等をきちっと書いておく方がよいと思うのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

確かにこの資料だけでは、河川利用委員会の趣旨とか、権限、制度等がわかりませんので、それについては、第2稿以降で、補足して出していきたいと思います。

実は私どもも、河川利用委員会自体にこういう仕組みは要るだろうとは思いますが、どのような委員を選ぶか、或いは住民参加の仕方ですね、これは住民参加部会とも関連すると思うのですが、その辺について、我々としても、きちりとした交渉ということまで行っていません。従いまして、この辺については、具体的に委員会の方でご意見

がありましたら、こういうやり方をとって見たらどうかということをご示唆頂けたら、非常にありがたいと思っています。

芦田委員長（他部会所属）

問題先送り型はどうでしょうか。

榎屋リーダー

今すぐそういうのができるというわけではないので、先送りせざるを得ないのではないかと気がします。

この件については、河川管理者にげたを預ける形にはなるとは思いますけれども、必要な意見、こういうことを言いたいとか、或いはこうして欲しい、そういう意見があったら、またそれを出して頂いたら結構かと思えます。

それでは、次の舟運の件の方に進みたいと思います。

本日は、舟運に関して河川管理者の方から資料を提供して頂いていますので、それについて説明して頂いた上で、意見交換をすることにしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それでは、舟運についてご説明したいと思います。

まず確認の意味において、提言では、舟運についてどのように書いてあるかということを読ませてもらいますと、提言の4 - 16 ページに、「舟運については、文化・歴史面、観光振興、災害時の輸送手段の確保といった種々の観点と、河川固有の生態系・自然環境保全を考慮して、沿川住民・自治体等の要望等を踏まえて検討を行う」というのがあります。

それを受けまして、私どもの整備内容シート（第1稿）の25 ページに、方針といたしまして舟運、「大規模震災時における緊急輸送を目的とした舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運の復活に対する要望を踏まえて、航路確保や付属施設の整備等について検討する」と書いています。

従いまして、提言で言われている中身と、我々の舟運に対する方針というのは、基本的に一致しているのではないかと考えております。

具体的にどういうことをやっていくのかということで、25 ページの右端の方に書いています。1つ目は、「大規模震災時における緊急輸送を目的とした船着場（柴島、海老江）整備を実施」する、2つ目、「枚方までの航路維持を実施」と書いています。3つ目は、「枚方より三川合流点までの航路確保を」、これは検討です。それから4つ目、「淀川大堰の閘門設置」について、これも検討です。5番目、「既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法検討」というのが、我々の今回提案した具体的な中身です。

それから、23 ページの右下の(3)「カヌーや手漕ぎボート等の利用のためのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討」ということで、舟運とは言えないかも知れませんが、カヌーとか手こぎボート、こういうものについては、利用の促進のための

整備をしていきたいと書いています。

それでは、今言いましたことをスライドでご説明していきたいと思います。

まず、これは一番初めに申し上げましたけれども、ご存じの通り、淀川の舟運と言いますのは、1,000年以上の歴史がありまして、江戸時代には特に三十石船、或いは小さな船を含めると、千何百そうあったということです。

明治になりまして、蒸気船が走り出したわけですがけれども、明治43年に京阪電車ができて、その辺から舟運のニーズというのが、がたっと減ってまいります。そして、昭和37年に、いわゆる京都と大阪を結ぶ舟運は途絶えたということです。現在ありますのは、僅かに観光船が一部あるのと、砂利を運ぶ船が行き来しているという程度です。

淀川の舟運というのは殆どなくなったわけですがけれども、これは平成7年の阪神大震災の時です。町の中の道路が殆ど使えなくなり、救援物資も届かないという状況の中で、たまたま神戸につきましては、港がありましたので、海上からの輸送はかなり効果があったということです。

内陸でもし地震が起こった場合どうなるかということで、神戸の教訓を踏まえまして、淀川でも災害大規模震災時の舟運ということができるようしておくべきではないかということです。そこで、緊急用の船着き場を整備すると同時に、河川敷の中に緊急用の道を整備していこうということで、進めてまいりました。

船着き場につきましては、枚方までの間に、左右岸合わせて9カ所の船着き場を整備してまいりまして、現在一番下流の海老江というところと、淀川大堰の上流の右岸の柴島、この2カ所について整備を行っております。これができることで、枚方までの間に9カ所の緊急船着き場ができるということで、整備内容シート(第1稿)の中では、現在実施しております柴島と海老江を継続実施して、早期に完成することをご提案しているわけです。

一方、沿川の自治体、例えば枚方市、寝屋川市、或いは大阪府、京都府も含めまして、もう一度、淀川舟運を復活したいという要望とございますが、動きはあります。周辺の自治体でこのような動きがあるということです。

では、舟運というのは簡単に復活できるものかと申しますと、これから少し課題点を申し上げたいと思います。

これは淀川大堰ですがけれども、旧淀川から淀川本川へは、毛馬閘門というのがありまして、ここに船が出入りしております。しかし、新淀川の河口からずっと上がってまいりまして、淀川大堰がありまして、ここには閘門がありません。従いまして、新淀川から淀川をずっとさかのぼっていくためには、ここに閘門なり、船を通す施設が必要になってくるのです。これは1つの課題です。

もう1つは、下流に幾つか橋げたの低い橋があります。これは、干潮の時には何とか通れても満潮の時には通れないとか、そういう支障があります。

それから、水深です。淀川の河口をずっと上ってまいりまして、ここが枚方です。赤く色を塗ってあるところは、渇水時においても水深がほぼ2mあるところでして、従いまして、枚方までは、喫水が1m50cm、2mの船は上ってこられるということです。しかし、枚方から上流の三川合流ですが、色がだんだん黄緑からブルーになるに従いまして、水深が

浅くなってまいります。一番浅いところでは、30cm くらいしかないというところもあります。従いまして、本川を船が行き来するためには、例えば喫水が1m50cm、或いは2mという船でありましたら、枚方より上流は、現在、航行できないという現状があります。これが大きな問題です。

先ほど申し上げました淀川大堰の閘門につきましては、地震時の緊急輸送の話もありますので、どのような閘門をつくるべきかということで、立命館大学の中川先生を委員長にいたしまして、現在まだ検討している状況です。

もう1つ、閘門だけではなしに、民間でとか自治体が舟運を復活したいということに対して、我々河川管理者も事前にいろいろな検討をしておくべきだろうということで、例えば航路の検討ですとか、舟運の施設の検討、或いは通行規則の検討、船が通った時に、環境にどのような影響があるのだろうかということを、我々河川管理者として勉強しているということです。

こちらが船の走行速度です。船が通った時に、岸边にどの程度の波が起こるのかというようなこと、船の速度と波高を調べたりしております。それから、例えばこういうところでエンジンの船が走った場合に、それぞれどのような地点に騒音が広がっていくのかというようなことも、基礎的な調査として行っているということです。

それから、先ほど言いました、枚方から上流では、水深が浅くて殆ど船が通れません。それでは、船を通すには一体どうすればよいかということをお勉強しております。明治の初め、或いは昭和の初めに、ここに船を通す時には、このような水制を両側から出しまして、ここの水深を確保したということがありました。ちなみに、この水制の間にできた池がワンドと呼ばれているものです。これは上流では殆どなくなっていますけれども、こういったものが水深を確保するためには必要であろうということです。

これはイメージですけれども、両側から、まさにワンドの復元といいますか、ワンドをつくることによって、結果的に、明治、或いは昭和の初めくらいの水深1m50くらいを確保することができるのではないかとということです。但し、こういうことをやると、洪水の疎通能力の時に、若干邪魔になるということもありますので、この辺について、現在、検討といいますか勉強をやっているという状況です。

従いまして、舟運につきましては、まさに提言で言われていますように、これから地元のいろいろな要望なりを踏まえて、技術的な検討をさらに継続してやっていきたいというのが、今回の河川整備計画で位置付けているところです。

次に、カヌーとか手こぎボートです。ここが三川合流点で、これが木津川です。これは、地元のカヌー愛好者の方々からいろいろな要望を頂いております。例えば、護岸が急なものですから上陸できないということで、この辺には、カヌーが乗り降りできるようなカヌーボートをつくって欲しいとか、いろいろな要望があります。

ずっと来まして、上流、笠置大橋までです。例えば近鉄の鉄橋のところでは段差があるから、何とかカヌーが1そう、2そう行けるような水みちを整備して欲しいというような要望もあります。

このようなことは、先ほどの話ではありませんけれども、促進していくべき利用だと思っ

ておりますので、カヌーとか手こぎボートが上下できるための整備というのはやっていき
たいということ、今回の第1稿の方で提案しているということです。

以上です。

榎屋リーダー

今、舟運について、カヌーボートに関してのご説明がありましたけれども、今の説明に
対して何かご意見、或いは感想なり、何でも結構ですからありませんか。

今本委員(他部会所属)

今、淀川大堰の閘門の説明がありました、整備中の船着き場が閘門を挟んで上下流に
なっているわけですね。確かにいろいろな事業費から考えて、そう簡単に閘門をつくれと
言っても、難しい問題があると思いますが、もし災害用につくるのであれば、やはり大阪
湾と結ばれないと、意味がないような気もするのです。

また、閘門ができますと、現在新淀川の方に流れていない河川水が大阪湾にも出るとい
うことで、あの付近の環境にも資するところがあると思います。これは自然環境班の方で
検討して頂ければ結構かと思いますが、その辺のことも考慮して、この委員会がつくられ
て検討されておられるということで、非常に結構だと思うのです。その辺よろしくお願
いしたいと思います。

それから、上流の方の水制で航路を維持するというので、今イメージ図を出されまし
たけども、航路である限り、なるべく滑らかな水路がよいのでしょうけども、もう少し河
道内で蛇行させるとか方法はありますか。環境面から瀬や淵をつくると言っている一方
で、ああいう昔なりの、文字どおりの舟運用の水路というのは、ウーンとうなりたくなる
ような点がありますので、もう少し変化をつけた航路といいますか、水路の検討にして頂
きたいと思います。これは要望です。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今はまだ、本当に大阪と京都を結ぶという非常に強いニーズがあるわけではありませ
んので、今の時点であえてあそこまでやるかといったら、なかなか踏み切れないところ
があるのです。但し、横断形状の修復、或いは河川環境の修復という意味において、ワ
ンドをもう一度修復していくという意味において、結果的に航路というか水深が、真ん
中が深くなればそれはよいのかなというくらいの気持ちを私はしているのです。

今本委員がおっしゃったように、あまりにも昔と同じような形状なので、もう少し蛇
行させたらどうだということについては、継続して検討してまいりたいと思います。

有馬委員

1つ教えて頂きたいのです。航走波実験結果は、川の水の流れるスピードというのはど
のようなものですか。ここに出ているのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

これは淀川大堰の上流でやったものですから、川の流速というのは、船の速度に比べたら無視できる程度のものだと理解して頂けたらと思います。

有馬委員

わかりました。

宮本所長はかつて、舟運が衰えると同時に、人間の生活から川が離れていったというすばらしい話をおっしゃっていて、大感激したのです。私自身は、この舟運というものを考えていく中で、川の環境というのがさらに充実していったらよいなと、そういうつもりで心待ちにしているのです。

舟運にかこつけて、カヌーポートやらの施設ばかりつくってくると、航路確保の検討で言われたような水制工のイメージというのはつぶれていくのではないかと、少し心配しているのです。舟運の復活は、歓迎しています。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

あくまでもこれは検討ということで、実施に移す時には、また流域委員会にかけて、河川整備計画に位置付けるということですので、またもう少し具体的なものが出たらご説明したいと思います。

井上委員

かなり波ができたりすると思うので、その辺を注意深くやらないといけないと思います。それだけです。

榎屋リーダー

舟運に関して他に何かありますか。

今、舟運のところではカヌーポートの件もご説明があったのですが、水域利用の提言では、できるだけ「川でなければできない利用・川に活かされた利用」ということの例として、ポートやカヌーがあり、カヌーポートなどをつくられております。アプローチもつくられているようです。

ついでに、ここで水域利用のところもまとめてやってしまったらどうかと思うのです。4番に水域利用のところがあって、泳げる川・遊べる川、水質の問題というのは、水質班と連携してやっていかなければいけませんし、泳ぎ・遊べる、ポート・カヌーが使える川ということで、河川形状とか、少なくともポート・カヌーに関しては、アプローチの点は今ご説明があったのです。あと、泳げる川・遊べる川、河川形状ということで、何か考えておられることはあるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

河川形状という面からしますと、我々は、いわゆる高水敷から低水路に対する分断を、

連続性に修復していくのだということを言っているわけです。そうすれば、おのずから、例えば子供でも、なだらかですから水辺に近づいていって、そこで水遊びができる、或いは泳ぐことができるようになるかと思えます。

従って、まさに生態系というか、河川環境の保全という意味からも、横断形の修復というのはありますけども、それは同時に、人間にとりまして、水辺に近づきやすくなるということになるのではないかと考えています。

但し、問題は水質であります。幾ら近づけるようになって、水が汚いと泳げないということになります。これはまた、水質部会の方で議論されていると思えますけれども、最終的には、泳げるような淀川にもう一度戻したいというのが、我々の長期的な願いであります。

細川委員

整備内容シート(第1稿)の環境-6ページにイメージ図が載っているのですが、きれい過ぎるという感じがしたのです。なだらかにあるのだけれども、そこに石積みがされてあって、アシ原みたいなものがあるのだけれども、そこから先は歩きやすいように遊歩道になっていて、その上のところに木が生えているのですが、木もどちらかというと、公園的な木というイメージなので、これが水辺移行帯のモデル的な姿なのかと言われると、ちょっと考えていたのと違うという感じがしていたのです。

例えばこの木のイメージは、いかにも植わっているという感じに見えてしまうのです。このように、モデル的に整備してしまうおつもりなのかどうか伺いたいです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

済みません。このイメージ図は、琵琶湖工事事務所の瀬田川の話なので、私が今ここで、よいとか悪いとかは言いにくいのです。また後で、琵琶湖工事事務所にも意見を聞いてお話をしたいと思います。

私どものイメージというのは、例えばその上のページにある淀川の赤川です。その下の写真は、多分30年くらい前の写真なのですが、現在はこのような格好ではなしに、もっと高くなって、グラウンドとか、それこそ不法耕作の農地があるわけです。それをもう一度、昔の河原に戻したいというのが、イメージとしてはあるのです。

確かにこの瀬田川の絵は、きれい過ぎると言われたらきれい過ぎます。また後でご説明したいと思います。

榊屋リーダー

この変で中間休みをとったらどうかと思うのです。よろしいでしょうか。何時から始めましょうか。10分か15分か。

庶務(三菱総合研究所 田中)

それでは、25分くらいまで休憩にいたしましょうか。

只今から10分間、再開は25分ということで休憩に入ります。

〔休憩 3:15～3:25〕

庶務（三菱総合研究所 田中）

それでは、再開の時間になりましたので、榎屋リーダー、よろしくお願いいたします。

榎屋リーダー

では、第2部を再開したいと思います。

先ほど細川委員から横断方向の河川形状の修復、整備内容シート（第1稿）の環境-6ページのイメージ図に関して質問がありまして、これは琵琶湖の名神の辺りの話ですよということだったのですが、琵琶湖工事事務所の児玉所長が見えていますのでお話をして頂ければと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

環境-6というところに、横断方向の河川形状の修復（水辺移行帯）として掲げられているものですが、まず、河川形状の修復という意味ではこの通りであるのですが、このようなところを水辺移行帯と呼ぶことについては、間違った使い方をしたと思っています。水辺移行帯という意味では、これはそう言うにはあたらないと思っております。

この形状ですが、ここは瀬田川でして、両岸もかなり住家がすぐそばまで迫っており、或いは道路を挟んで住家が周辺にあるという大変都市化したところです。川岸を人が歩けるような状況にはなっていないというところでは、横断形状のところでは少し水平になっているところがありますけれども、そこを人が近づいて歩けるようにするというのが第1の目的であります。その際に、この川との接続部のところを直立でつなげるというやり方もあるのですが、水面と連続するところは、石ころのようなものが描かれていますが、これは自然石でつないでいるということです。

ここで、石と石の間に土砂がたまることを期待して、そこに自然に植物が戻ってくることを期待しているという図であります。

人が歩けることを第1の目的にしているわけですが、これを水辺移行帯というにはあたらないと言ったのは、今申し上げた通りであります。

そういう目を見た時には、これは何だと思われるかもしれませんが、今申し上げたような目的で、こういう横断形状の修復、修復という言い方もちょっとおかしいですが、横断形状を変更することを考えているということです。

榎屋リーダー

細川委員、今の説明でどうでしょう。何か質問とかご意見をどうぞ。あまりにもきれい過ぎるという話でした。

細川委員

そうすると、このイメージ図というのは、ある程度地域の住民の方がこのような公園的整備を望まれていて、それに答える形でつくられたということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

そうですね。今申し上げましたように、川沿いに歩くところもないということで、そういうものが欲しいというようなことを背景にしてということです。

桝屋リーダー

次に進みたいと思います。先ほど水域利用の話が出ていましたので、水上バイク等の話に行きたいと思います。これに関しては、提言の利用-1の「水上オートバイの利用規制」ということで、水を汚さない、川や湖の生態を壊さない、他人に迷惑をかけないことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行うというような提言をしたわけですが、それに関して、淀川水面利用協議会とか、滋賀県の方では水上バイクの規制をしましょうとか、そういった条例が制定されたりしています。これに関して特に問題はないような気が私もしているのですが、何かご意見等ありますか。もっとこうすべきとか、そういったことがあれば、ご意見を出して頂いたらどうかと思うのです。

淀川の水面利用協議会の現状を、宮本所長の方から少し説明して頂いたらどうかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

水面利用協議会ですけれども、基本的には、いわゆる水上オートバイがかなりいろいろなところでやられておまして、騒音とか水質に対する影響、駐車場などのことで地元住民の方々からも苦情もあり、我々河川管理者としても問題意識を持ったということがありまして、地元の自治体、警察、国土交通省等の連絡協議会をつくりまして、一体どうしようかということでやったわけです。

一斉に水上バイクを淀川から締め出すということも、言うはやすしですが、それこそ野放図にいろいろなところでやられてしまうというようなおそれもあるということで、それであれば、取り敢えず暫定的に水上オートバイの利用できる区域を設定してやってみようではないか、その様子を見て、次の方策を考えていこうということになっております。

その辺については、毎年モニタリング、水質の調査等々を行っております、3年目になります。今年もその辺を監視しながらもう少し見守りたいと思っています。その上で、これは一津屋という地区ですけれども、本当に今の地区でよいのか、或いは提言の中でもちょっと触れられたかと思っておりますけれども、取水のない淀川大堰よりも下流で設定してはどうかという意見もあります。その辺の検討を引き続き行っていきたいということです。今年については、今やっている規制区域の中でモニタリングしたいと思っております。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

以前は、あらゆるところで土日以外にたくさん走っておいりましたので、水上オートバイの販売等を規制しようという会社もありまして、その方にも協議会に入って頂いてまとめております。

水質につきましては、この近くで取水口等がありますので、そちらの方にも連絡をとりまして、年度が終わりましたら、どのような結果であったか、どれくらいの人に来られたかというようなことで今集計をとっているのが実態です。

今のところ、これ以外のところではそれほど走っておられないと思います。中にはおられるようなことも聞いておりますが、この一津屋のところで大体集約されたということで、大きなトラブルはないと聞いております。以上です。

細川委員

猪名川の方では見かけたことがないので、利用の現状というのがわからないので教えて頂きたいのです。かなり大きなものですね。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

最初は水上バイクだったのです。最近は、水上オートバイになっています。この言い方でいきますと、最初は水上バイクで小型のエンジンだったのですが、今は大きなエンジンで2人くらい乗って走っているというような実態です。

細川委員

地元で見かけましても、河川を河川として利用してない方というのは、例えば野球場として利用している人にして、必ずといってよいほど入れるところまでバイクや車で入ってくるということがあります。水上オートバイになると、完全に河川敷の中に車で運び入れないと乗れないのではないかと思うのですけれども、そういうこともしているわけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

淀川の各地域で、ゴルフ場等にたくさんあったのですが、そういうところで極力締め出しまして、今この一津屋のところにつきましては、入り口も1カ所に決めまして、午前10時から午後4時としています。これを回る人は締め出しますよというようなことで、自主規制をして頂いております。

榎屋リーダー

今水上オートバイの話ですが、井上委員は、スポーツの振興というか勧めるという立場から何かご意見はありますか。

井上委員

いや、水上バイクも大変ですよ。これでよいと思います。

榭屋リーダー

では、水上バイクについては、この提言に沿った内容だということだと思えます。次に進めてよろしいでしょうか。

次は漁業の問題ということで、漁業に関しては、倉田委員、渡辺委員からいろいろとご意見を頂いております。河川整備計画原案を見た限りでは、横断方向の連続性とか、魚道、或いは水質、水温、ダムの改善といった点で環境に主に記載されているのですが、さらにどのように積極的に位置付けるのかということで、倉田委員から特に漁業についても一言何か具体的なもの、位置付けが必要ではないかというご意見を頂いているわけです。ここで質問をさせて頂きたいのですが、河川整備計画に漁業を位置付けるということについては、可能なかどうか、ご意見を聞かせて頂きたいという気がするのです。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

漁業につきましては、この提言にも書いていますように、漁業が継続的に成り立つような河川環境の保全、復元に努めなければならないということを受けまして、河川管理者としましては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されましたら、結果として漁業の振興につながると考えさせて頂いております。これは、前回の質問に対する答えということで、河川管理者の方からもそういう答えをさせて頂いております。

ただ、ここに舟運なり漁業ということで、提言の方が頂立てで提示されておりますので、前回の時も説明させて頂きましたけれども、河川管理者の考え方を示すための漁業の1項を置くことを検討させて頂きまうということになっております。

倉田委員

私からだけでなく、渡辺委員も実際に漁業をずっと維持して頂いたのです。

河川の漁業というのは、漁業法の中で規則がありまして、河川漁業をやるためには資格が必要なのです。漁業のあり方についても、漁場の環境保全を維持するということを守らない限り認められないのです。ですから、生物が多様性維持できるような環境を保全することが前提条件で、現在の河川漁業は成り立っているのです。自然の多様性を保全するという大義名分に沿った形でやられているということです。

ですから、漁業が維持されている限り、これは河川の環境を重視するという河川整備計画に沿っているわけで、河川が保全されているという1つの指標として漁業を位置付けて頂いても私はよいと思っているくらいなのです。ただ、そう言い切ってしまうと国土交通省としては、ぐあいが悪いかも知れません。中身はそういう形で受け止めて頂きたいとは思っています。

先ほどの水上バイクについては、基本的には落ちつかないのです。水面でカヌーは相当数やって頂いても魚は何ともないのです。ところが、水上バイクとか、油を使うようなも

のは、数隻走られますと、その後魚は逃げてしまいます。それが多数を特定のところに係留されているようなところだと、そこにいた貝類が全部やられてしまいます。そのくらい害が大きいのです。

ある限られた範囲で、ある隻数でやっておられる時にはまだよいのです。ところが、そこにとめ置いて常時使われるようになったら、その周辺には魚は棲めなくなります。藻も駄目になります。ですから、程度を考えてやって頂かないと大変なことになると思うのです。

人間の悪い習性で、一たんここがよいということになりますと、どんどん増えるのです。減ることはないのです。例えば、京都の四条通りは自転車禁止、置いたらいけないということになっていまして、トラックで全部持っていっても、2、3時間したらまたいっぱい来ているのです。物すごい量が重なってくるのです。一切禁止で置かないようにしてしまえば、あのようなことにならないのですけれども、ちょっとくらい置いてもよいとか何かし出したら、たちまちそうなるのが落ちで、規制するという時にはきちっと規制することをやらないと駄目だろうと思います。ちょっと余計なことを申しました。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

貴重なご意見をありがとうございます。今、倉田委員がおっしゃったような形で、今の形態に持っていくまでの間におきましては、水上オートバイの方が魚釣りをしている人を目がけて行く、水鳥がいっぱいいるから行く、平日音を立てることが楽しいから行くというような実態がずっと続いておりまして、やっとここまで持ってこられましたので、これからこれを発展した形で整理させて頂きたいと考えております。

渡辺委員

漁業のことは倉田委員が、他の場合においてもかなり詳しいご意見を出しておられまして、私もそのように思っております。

ここにも現在の河川管理者と漁業との関わりはというような問いかけがありますが、漁業そのものについては、農林水産省との関連の方が強くて、法整備を含めて国土交通省の方としては、連携体制で今後考えて頂くというような形をとらなくてはならないのではないかと思います。

漁業との関わりの中で、河川とか湖、例えば琵琶湖、淀川河川は、取り敢えず即漁場になります。アユをはじめとする遡河魚類については、堰とか頭首工、これは農業関係の堰を頭首工と呼ぶのですが、この部分での関わりがあります。ですから、国土交通省の方が漁業を重要視しないということにはならないと思うのです。今後検討中ということで、対応されようとしておりますが、倉田委員もおっしゃいましたように、是非産業利用としての舟運と同様にもう少し重要に考えて頂きたいと私は思っております。

細川委員

漁業に関係があるかも知れないのですけれども、利水部会に参加していると、環境・利

用部会の方では、堰について魚道がないところを魚道設置するという計画が載っているのですけれども、水需要管理の農業用水の精査というものがもう少し進めば、逆に魚道を設置するかどうかではなくて、堰を完全に撤去するという考え方もできるのではないかと思います。農業用水をそこまでとらなくてよいから、堰をなくしていってもよいというような地域も出てきているのではないかと思いますのですけれども、そういう可能性はあるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

具体的にこういうところはその可能性があるというのは、今思い浮かばないのですけれども、ただ、今までの議論の中でも、確かに農地は減りましたけども、農業用水というのは、単に作物に水をやるための水ではありませんので、地域用水、地域の環境用事的な、地域に潤いを与える面もありますので、農地が少なくなったから堰を取っ払って、農業用水の取水をしなくてよいということには直接ならないかと思います。

ただ、本当に要らないものであれば撤去すればよいわけですから、要らないものまで置いておこうとは思っていません。今の私の頭の中では、あそこはそうだなというところはちょっと思い浮かびません。

渡辺委員

堰とかダムもそうですけれども、管理は、国土交通省と農林水産省の両方ありまして、我々漁業関係の場合、例えば堰を撤去するという問題が出てきた場合にそれを調べましたら、国土交通省の方はこれの管轄は私どもではないと言われ、農林水産省の関係へ行きますと、そこはどのようになっているのか、古いのでわからないということでした。何か押しつけ合いするような形がある場所もあるのです。もう少し国土交通省と農林水産省の両方が詰め合って考えないと両方が放置した形になってしまいます。これから堰をなくすにしろ、新設するにしろ、そういう問題がある限りは先に進めませんので、その辺をもう少し調べて頂いて、先に進めるような形をとって頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

農業用水をとっておられるということであれば、河川法上の、いわゆる慣行水利権というのは置いておきまして、施設の許可は直轄と言われる部分はされていると理解しております。ですから、だれが管理しているのかわからないと渡辺委員がおっしゃっているのは、ある程度支川の中かも知れませんが、大きな部分につきましては把握しています。

それから、遊休の部分でして、取水樋門等で、以前は田んぼがありましたので水をとっていましたが、全部市街化されましたので、実際にとっていた人はわかるのですけども、その実態がなくなってしまいますと、だれが管理しているかわからないという施設もあります。このようなものにつきましては、近畿農政局なり北陸農政局と、どこそこの樋門は遊休になっていますので、我々が出せる分と、それから当然水田として取水されていきましたので、その分は農林水産省で撤去して下さいというような形で調整を進めているのが実

態です。

梶屋リーダー

資料2-1の漁業のところに書いてありますけれども、河川形状とか漁場とか、水質、水温の話、ダム改善等の問題、漁業に関しては、その辺との関わりがあります。水質、水温、ダム改善ということは全て環境のところに書いてあるのですが、漁業とどう関わらせるか、或いは環境の方にお任せするのか、次回の部会では全体会議を開きますから、その中で議論するのか、その辺は何かご意見ありませんでしょうか。

倉田委員

一部意見は、プリントにして私は出しているのです。

これは雑談でもいろいろな方にお話しするのですが、今の日本のダムのあり方は、漁業にとっては大きな障害なのです。しかも、殆どの大きい川にはダムは幾つもあるわけです。日本全部を十分チェックはしていませんけれども、たくさんの人に頼んでかなりの川についてチェックをさせました。

そうしますと、ダムをつくっていたら、早いところで15年、ゆっくりしているところで20年少し過ぎると、川から下って河口の外の漁場で急速に資源が減ってしまうのです。漁場環境が悪くなってしまいます。大体は柵であった部分が全部削られてしまって漁場が喪失するのです。

しかも、ヘドロがたまるような状態ができるということです。つまり、川によって砂が運ばれることがなくなってしまうのです。そうしますと、稚魚が寄ってきたり産卵したり藻場ができたりする場所がなくなってしまうと、海の漁場がなくなるのです。そういう大きな影響があるので、ダムに関しては、基本的には何とかしてもらわないと困るということでした。

それはダムということよりも、むしろ水の量を50年前に戻せと言いたいわけなのです。そこが基本なのです。ですから、魚道のあり方や、水温もちろん効きますけど、これは水の量によって変わってきますので、基本は、50年前の川の水量を保って頂ければ水温は変わらないと思います。

ところが、今のようにどんどん減ってしまいますと水温も変わってしまいますし、どだい砂が来ませんし、海から稚魚が上がっていきません。河川の魚も海へ帰って産卵して増える量というのはかなりあるわけなのですが、今はそれを人工種苗で増やしているわけです。そういうことは望ましくないもので、そういう意味では、川の水の量を昔並みに返せと、そのためにいろいろな造作というものはできるだけ改善して欲しいというのが基本なのです。

渡辺委員

宮本所長にお尋ねします。国土交通省の中には、漁業に関しては、今回あまり関わりを持たない方が得策であるというような考え方があるのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

得策とかそういうことは一切考えてなくて、今回の河川整備計画の中で、積極的に漁業振興のために、こういうことをやったらよいという具体的なものがあまりなかったものですから、項目として起こさなかったのです。但し、我々は、先ほども言いましたけども、河川形状の修復であるとか魚道とか、要するに河川環境を修復すれば、それが反射的に結果的に魚も増えて、漁業振興につながるだろうという気持ちを持っています。

そういう意味で、先ほど水政課長が言いましたけれども、利用というところで、舟運と並んで漁業ということをして、1項目起こして、そういうことを記述する方向で検討しているということですので、決して漁業については毛嫌いしているとか、そういうことではありません。

桝屋リーダー

ダムについては、4月21日の委員会でお話があるということですから、その場でまた議論して頂くとして、次へ進みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

次は水陸移行帯の利用ということですが、水陸移行帯は非常に貴重な空間であるということと、そういった区分を設けて、利用、保全と再生を行うべきであるという提言をしているのですが、この辺については、まだ今後どのような形になるのか、或いはゾーンとして設定することが可能であるか、そういった点について、河川管理者のご意見を聞かせて頂けたらと思うのです。どうでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

私どもは、まさに横断的に連続性を修復していこうと考えておりますので、それは水陸移行帯になっていくと思っています。そういう意味において、水陸移行帯を大切に保全していこうという考え方は、まさに一致していると思うのです。

ただ、水陸移行帯というものに線を引くということ自体が、分断の考え方ではないかと私は思っているのです。堤防から高水敷からずっと水辺まで、どこで線を引いてよいかわからないような連続性というものをもう一度修復しようとしているところに、この線からこちらが水陸移行帯、こちらは水陸移行帯ではありませんという発想自体が違うのではないかと気がしてまして、我々の説明資料（第1稿）には、そういうゾーン設定をすることは書いてないのです。但し、水陸移行帯といったものを大切にしなければいけないということは一致していると思っております。

有馬委員

おっしゃる通りで、そのままだと思うのです。

ただ、整備内容シート（第1稿）を見ますと、水陸移行帯という名前をつけた公園をつくっているという感じがするのです。例えば、整備内容シート（第1稿）の環境-8ですが、このようなイメージで水陸移行帯をとらえては、今おっしゃった移行帯の考え方と全

く合わないようになると思うのです。

他に、環境 - 11 - 、淀川前島地区があります。これは平面図を見ますとヨシ原があつて、ヤナギ林があつて、チガヤ草地があつて、メイン園路があつてと、これはそのまま公園のイメージですね。

水陸移行帯というのは、ここがチガヤ草地でなければならないとか、ヤナギ林でなければならない、ヨシ原でなければならない、そんなものではないわけです。園路がないといけないということもないです。これは公園そのもので、水辺移行帯公園というのがイメージされているなという感じがするのです。

環境 11 - の水無瀬のところもやはり、ここでは公園のイメージというのはないですが、そこはよいです。淀川で例を挙げるとしたら、その通りだと思います。

これは、今、宮本所長がおっしゃった移行帯の考え方と矛盾するなと思いますが、どうでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

環境 - 11 の下に現状の写真がありますが、今の前島のところです。現状は、我々も土砂を置いていますし、グラウンドらしきものもあるという状況なのです。これを我々は、連続性を持たせるように、切り下げなり形状変更をしようというのが上の図なのです。

ここにヨシやヤナギを植えるとかではなしに、このように切り下げたら、1年間に水が何回くらいかかるかということで恐らくそこにはヨシが生えてくれるのではないかと、もう少し上の方にいくと、ヤナギが生えてくれるのではないかと、この絵が実はこれなのです。

有馬委員が気に入らないのは、そこに何でこのような園路があるのだということだと思います。有馬委員が気に入らないのは、そこに何でこのような園路があるのだということだと思います。有馬委員が気に入らないのは、そこに何でこのような園路があるのだということだと思います。

なだらかにやって、まさに自然のままにほったらかすというやり方もあると思うのですけれども、このような小道を入れて、人間も生物ですからそういう中を歩けるということも、場所によってはあってもよいのではないかと思います。必ずしも全部が全部園路をつくるとは思っておりません。

芦田委員長（他部会所属）

水陸移行帯というのは、水辺移行帯というのと同じことですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

我々は水辺移行帯と呼んでいるのですけれども、提言で言われている水陸移行帯というのと同じ概念だと思っています。

有馬委員

提言で言っている水陸移行帯というのは、今の前島のところで見たような後ろの堤防までつながるような移行帯のことです。水辺移行帯というと、本当に水辺だけという、非常

に範囲が狭いような感じがしますので、どこかで水辺移行帯というのは水辺だけであるというようなことにならないとも限りません。その辺が少し心配です。むしろ、水陸移行帯にしたらどうでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

これはこの前の部会でも議論があったと思いますので、水陸移行帯にするのか、水辺移行帯にするのかというのは言葉の話ですので、これも我々が次に出す時に考えたいと思います。

服部委員

今、宮本所長が説明されたのは、非常によいのではないかと考えているのです。特に高水敷の切り下げですね。高水敷の切り下げをやると、河川敷の利用の方で、運動公園として使えなくなるといったことがあります。私は使えなくても全然構わないのですけれども、その辺のバランス、水陸移行帯をつくることによって運動公園的な利用ができなくなるような、その辺はどう考えておられるのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

今、私どもが実施と書いているところは、今ある運動公園をつぶしてやるというところはありません。例えば我々が土砂置き場にしているとか、いわば荒地のようになっているところをできるだけ切り下げようとなっています。

但し、これは先ほど委員が来られる前に議論があったのですけれども、グラウンドというのは将来的には縮小の方向で行くというのは基本だと言っているのですけれども、実際に今はグラウンドとして使われているわけですから、そこら辺については、この検討の中で、或いは河川利用委員会の意見の中で、ここについてはグラウンドはやめて、いわゆる水陸移行帯にしていこうではないかという話をこれからは、基本的には話し合いの中で進めていきたいと思っています。

ただ1つ、赤川地区は実施となっています。これまでグラウンドが約6面か7面、これは許可したわけではなく、自由使用の範疇であったのですけれども、そのグラウンドについては基本的にご理解を得た上で切り下げていきたいと思っています。ですから、やれるところ、話し合いのついたところから進めていきたいと思っています。

山本委員

今の赤川地区というのは、都島の辺りですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

整備内容シート（第1稿）の環境-5というところで、ここも地元からは継続してグラウンドを使いたいということではあるのですけれども、ここは高水敷ではなしにもっと低いところなので、まだ最終的には決着しておりませんが、今、私が言ったような方

向で話し合っていきたいと思っています。

有馬委員

柵屋リーダーの提案されている問題と離れるかも知れないですが、整備内容シート（第1稿）について質問があるのです。

利用ではなくて環境ですが、環境 - 10 はワンドのたまりになっていますね。今の水辺移行帯で、環境 - 11 - を見ますと、断面図が出ていますが、こうすることでこの部分の冠水頻度はどうなるのか、その辺りは河川管理者の方でよくとらえられているのではないかと思うのですが、どうなのですか。これを見ると、字が小さくてよくわからないのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

環境 11 - の右下の方に横断図が載っていますけれども、この左のところに最小水位、355 日水位、275 日水位、一番上が 8 日水位、最大水位と書いています。

これはどういうことかと言いますと、1 年間で最も高くなるのが最大水位ということで、その下の 8 日水位というのは、1 年間のうち、8 日間はこれよりも水が高くなりますということです。下の方にいきまして、355 日水位というのは、1 年間平均的に見ると、355 日はこの水位くらいはあるというものです。

従いまして、これを見ますと、例えば右のように削った場合に、どのくらいの高さのところか、1 年間で何日くらい水が来るのかということがわかります。

この何日くらい水が浸かるかということに依じて、例えばヨシにとってよいのか、或いは例えば河原ナデシコにとってよいのかということになってきますので、我々とすればこのようなことを一応頭に置いた上で、どのような植生を復元するかということを楽しんでいるということです。

有馬委員

もう少しお願いします。環境 - 4 に、また違う断面図が出てきていますが、「op + 5.0」「op + 6.0」「op + 7.0」、ここのところも冠水頻度はどれくらい来るはずであるかというのは言えないのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

今言いましたように、それぞれ標高が 5m、6m、7m であつたら、1 年間でどの程度の水がかぶるかということをもとに、この設定をしているわけですので、私は今ここで 7m、6m、5m のところが何日かぶるかというのはここに書いていません。私もちょっと今頭の中に入っていないんですけども、例えばヨシとか、或いは有馬委員にもご指導を頂きながら設定していることだと私は理解しております。

有馬委員

もう1つあります。1人で時間をとって、済みません。

環境 - 12 は淀川ではないのですが、現況写真を見ますと、矢板がずっとむき出しになっているように見えるのですが、そうですね。

水辺移行帯というのは、この矢板の前にできると考えてよいのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

当然これは前に出していくと思えますけれども、この矢板をどう処理をするのか、或いは前に出していく構造をどのようにするのかというのは、申し訳ありませんが、そこまで詳細なことは、今私はわかりません。何でしたら琵琶湖工事事務所の児玉所長もあちらの部会に出ていますので呼んでできますけれども、もし無理ならまた別の機会にご説明をしたいと思えます。

有馬委員

そういうことをお聞きしたのは、水無瀬の下流部のところに、これに似た景色があるのですね。先ほどの環境 - 11 - の水辺移行帯としてある下流部です。

もう1つ、内側に山科川が入ってきているのですが、その合流部のところも山科川の低水護岸が矢板むき出しになっています。矢板の前にふとんかごを置いて、何かヤシマットみたいなものを敷いて仕事をしておられるのですが、水無瀬の方もやはりそのようになるのかどうか、そういうことで水辺移行帯、水陸移行帯というのがつくられるのかを教えてください。

矢板がむき出しになっていて、この場所で水辺移行帯というのはできるかも知れませんが、水陸移行帯となると、矢板の上にある分厚いコンクリートがどのようなになるのか、疑問なのです。

現場を見ていますと、信じられないような景色が間々出てきますので、ちょっと取り上げてみたのですが、水無瀬のところはどのようなになっていますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

水無瀬の下流は、もともと物すごく洗掘しているのです。局部的に水があたりまして、あまり高水敷もなく、洗掘しています。多分前に横断図をお見せしたと思えますけれども、従って水無瀬の下流については、まさに応急的に矢板でも打たないと非常に危ないということで、やむを得ずやったところです。

あのカーブのところ、水のあたるところをもっと前出しして、水辺移行帯的なものにしよと思うと、今度は左岸側の楠葉の洲をとってしまわないと駄目になりますから、そのバランスで、取り敢えずそのままの状態置いておくために、しかし洗掘されているところを何とかしないといけないということで、まさにやむを得ず、ああいうことをやっているということです。

従って水無瀬の下流を今、水辺移行帯として前面に何か張り出して行って、何かやるということは、非常に難しいですし、現在やるべきではないと思っています。

有馬委員

わかりました。どうも済みません。

倉田委員

私もこの言葉は前から気にしていました。海とか川の漁場の面積、所有関係の問題を議論する論文にも出てくるのですが、こういう言葉は使わないで、頻冠水帯、水を冠ったり、水が冠らなく成ったりする地域と表現しているのです。もしそこで、水陸移行帯という言い方を使えば、法的に処理する時には恐らく困ると思います。真ん中の線を引かなければいけないと思います。

頻冠水帯という、これは魚も行った来たりする場所なのですけれども、漁場の面積にカウントできないのです。つまり、水がない時があるからいけないのです。非常に大事な場所であり、法的にも難しい場所なのだけれども、そういう際に水陸移行帯というような言い方をすると、形状が固定化されているような受け止め方ができるのです。そこが私は引っかかかっていて、いろいろなところで表現がいろいろあるようですから、きちんとした定義を下して、これを使うのだというのを、何故それを使うのかというのを説明しておいた方がよいですね。

梶屋リーダー

わかりました。言葉の使い方については、提言ではこのまま出てしまったのですけれども、またその辺は調整すべきかと思います。

大分時間も迫ってきたのですが、あと堤外民地・不法占拠、砂利採取、諸権利の見直しというところがあります。この辺は河川整備計画の説明資料の中には入ってなかったように思います。新しい分には入っていますか。これについて、特に私どもとして、何か申し上げるとか、そういうようなことはありますか。

有馬委員

いつでしたか、川の名前も忘れましたが、砂洲でテントを張っていて、水が出て、流されたという事件があったと思うのですが、ホームレスにしても、不法耕作にしても、その場所が今や非常に安全な場所になっているのです。水が来るはずがないからこそゴルフやら公園やらとつないでいく、というのが私の論法です。川がまともな川であれば、ホームレスの人や、畑をやっている人は、年に何回か水に浸かって駄目になるということがわかるはずで、初めの河川環境を取り戻すのだという、その辺の考え方に結びついてくると、水が浸からないところをつくって、さあどうしようかというのはおかしな話だと常々思っております。

梶屋リーダー

ホームレスの違法行為、迷惑行為等については、説明資料にある通りで、特にどうなの
でしょうか。

砂利採取の点ははまだ入ってないですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

20 ページの河川区域の管理の「河道内堆積土砂等の管理」のところで書いています。

榎屋リーダー

「治水・防災」のところに書いて、表現としては、「河道内堆積土砂等の管理」、「定期的
に河道形状の状況を把握し、流水阻害になる堆積土砂の浚渫を実施」、「砂利採取規制計画に
基づき継続実施」、そういうことですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

砂利採取をどんどん促進するというのではなく、河川維持上、環境も踏まえて、と
らざるを得ないというものがあれば、それは砂利採取として利用してもよいではないかと
いう考え方です。

榎屋リーダー

今の点については特にご意見はありませんか。

諸権利の見直しも、先ほど占用の見直し等もありましたけれども、それも先ほど聞いた
説明で特に問題はないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

では、この辺で意見交換は終わりますして、一般傍聴者からの意見聴取ということで、ど
なたかご意見があればどうぞ。

傍聴者（藤田）

大津市の藤田です。

3 つほど質問させていただきます。

1 つは、細川委員に対してなのですが、グラウンドを何で河川側につくるのか、水
が浸かるのだからよいではないか、堤内に移転してはどうかという意見がありました。こ
の間、野洲川の住民との意見交換会が2 時間半あったのですが、2 時間半の殆どの時
間が住民からの利用、すなわち現在野球をしている、テニスをやっている、或いはゲート
ボールをしているという人たちが全部口をそろえて、3、4 の市の近傍の人が来て口々に
言ったのです。

堤内へつくりたいのだけでも、どうしてもつけれない、やむなく堤外にグラウンドをつ
くっているのだ、それで利用させてもらっているのだということです。その利用たるや利
用するたびに草を引いたり、石ころをのけたりして、一生懸命に管理を手伝っているにも
かかわらず、何で私らの利用というのを追い出すのだという意見が強かったのです。それ
に対してどう思われるかが1 つです。

もう1つは、先ほどの河道内における樹木についてなのですが、19ページの「現状の課題」というところで、「一方、河道内においては、高木樹木の繁茂及び堆積土砂によって、治水に対する影響が生じているところがある」という認識で持っていて21ページの「河川整備の方針」というところで、「治水上支障となる河道内樹木については、繁茂の状況や河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止の観点から樹木群の拡大防止等適正な対策を図る」と書いてあるのですが、右側の、「樹木の伐採と管理」というところで、「地域住民、環境保護団体等の意見を聞き、河川毎に伐採の考え方を定め実施」と書いてあるのです。現状の課題及び整備方針のところでは対策を図ると書いてあるにもかかわらず実施の整備内容では、「地域住民、環境保護団体等の意見を聞き」ということを書いてあるのです。「現状の課題」、或いは整備の方針のところでは伐採を強く認識しているのであれば、環境保護団体等の意見を聴かないでもよいのではないかと思います。

それから3番目、河川利用委員会というのをつくられているのですが、先ほど野洲川のところでも言いましたように、住民の意見交換会の時に要望を住民が言ったところが、河川管理者はそういうことは全部河川利用委員会を設置して委員会の中で議論して答えが出ますと言ったのです。河川管理者はその河川利用委員会の中身といいますか、内容を具体的に、こういう項目について議論します、委員としてはこういうメンバーを考えていますというようなことを、早く出して欲しいと思います。

細川委員

少し誤解を招いているようなのですが、私が言いたかったのは、もともと河川敷をまちづくりの一環というか、県や市の土地の一環のような扱い方をして、最終的に一部の人が利用するものを、そういう場所へ押しつけてしまっているという自治体のまちづくりの姿勢を改めるべきではないかと思っているということなのです。

ですから、河川敷を利用するのがベストの利用法ではなくて、本来ならば、河川敷ではない方が水に浸からないで済みますし、例えば、統廃合される小学校をそのまま活用するようなことができれば、雨の時にトレーニングをする場所も確保できますし、クラブハウスみたいものも利用できることになりまますから、私が考えているのは、もっとよい条件の場所に移りやすいように、こちらがむしろ応援するべきではないかと考えているということです。どちらかという、自治体のまちづくりの姿勢自体を考え直して欲しいと思っています。

傍聴者（藤田）

今、住民団体が、私が先ほど言いましたような要望を強く持っているということに対して、どのように対応しますか。

細川委員

私は河川敷の利用としては、まずやはり子供たちや市民の方が自然に触れる場として、是非確保して欲しいと望んでいますし、河川以外に本当に自然に近づける場所が少なくな

っている現状を考えると、グラウンド的な使用はやはり生態系に悪い影響を与えるのだということは、ご理解頂きたいと思えますし、本来であれば整備すべき公園やグラウンドというのは、まずその自治体が河川敷へ押しつけたということ自体が、今の問題を大きくしていると考えています。

傍聴者（藤田）

河原にグラウンドがあれば、水辺の方へ近寄ることもできると思うのです。水遊びができると思うのです。

ついでに野球したりテニスをしたりするというのもできると思うのです。何で堤内にグラウンドを持っていかなければいけないかというところがどうもわかりません。河原で遊んでいけば、水辺で遊ぶこともできると思うのです。

榎屋リーダー

私から一言申し上げますけど、本来野球というものはどこでやっていたのでしょうか。本来の姿に戻したらどうでしょうかと言っているのです。川は川でしかできない利用、そういう理念ということ。野球とか、サッカー、ラグビーにしても、本来どこですべきか、ということは、どのように思われますか。

やむを得ぬという形で来ているということ認識するかしないかというのは大事な話だと思うのですけど、その辺はいかがでしょうか。

傍聴者（藤田）

私らは堤内で遊んでいたわけです。

榎屋リーダー

そうですね。

傍聴者（藤田）

堤内が望ましいのですけれども、現在ではグラウンドというのは堤内ではなくて、河原にあるということも認めなければ仕方がないと思うのです。できるだけ、堤内に置くということは、遠い将来のつもりとしてはよいのですけれども、現状ではやむを得ないことだと思います。

細川委員

早くそうなるように応援しています。

榎屋リーダー

2番、3番は、今の話も含めて、河川管理者お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

河川内の樹木が治水上支障となる場合には伐採するという事で、伐採をやるのに何故環境団体等の意見を聴かなければいけないのかというご質問だと思うのですが、治水上支障のある樹木については計画的に伐採するという事は、もう間違いないのです。

但し、その切り方について、全部根こそぎ切ってしまうのか、或いは野鳥が隠れるために、地面から30cm、50cmは残しておくのか、切る時期についても、例えば営巣している、或いはひなが育っているという時を避ける等、いろいろあるわけです。

従って、支障のあるものについては切ることは間違いないのですが、その時でもできるだけ生態系というか、いろいろなことに配慮しながらやっていこうとしているのです。それは、我々河川管理者だけではわからない点多々ありますから、その辺についてはいわゆる環境団体のようなところの意見も十分に聴いた上でやっていこうという意味であります。

河川利用委員会については、おっしゃる通り、できるだけ、先ほどもありましたけども、どのような内容で、どのような人員構成でやるかということ、早く我々もお出ししていきたいと思っております。

傍聴者（藤田）

その時に、河原に木があるためにヒバリが鳴いている、或いは営巣しているということのないように1つお願いしたいと思います。この委員会でも、去年か一昨年だったかわかりませんが、ヒバリが川の中で鳴いているというのは、望ましいことではないという意見があったのです。

柵屋リーダー

では、この辺で委員会の議論を終わりたいと思いますが、どうも長時間ご意見をありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 田中）

それでは、利用班の検討をこれで終了しますと同時に、淀川水系流域委員会第3回環境利用部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

次回は4月17日木曜日13時30分からということになっております。京都市サーチパークの方です。よろしくお願いいたします。

以上